

# 白山麓白峰村桑島の「むつし」文書の総合的な研究

矢ヶ崎 孝雄 金沢大学名誉教授

## A SYNTHETIC OF "MUTUSHI" RECORDS EXISTING IN KUWAJIMA, SHIRAMINEMURA, AT THE FOOT OF Mt. HAKUSAN, ISHIKAWA PREFECTURE

Takao YAGASAKI, *Professor Emeritus, Kanazawa University*

### は し が き

白山麓の出作り地帯において、白峰村桑島には出作りの基盤をなす「むつし」の文書が豊富にある点で注目される。桑島区（在所）と山口・杉原両家などの文書には、とくに「むつし」文書が豊富であり（石川県立図書館 1976）、研究を刺激するものである。これまで、桑島区・山口家の文書について若干の研究を進めてきた（矢ヶ崎 1983・1988）が、年代的にみて区有文書には初め約百年間のものが、山口家のものに比べ、欠けていた。ところが、この区有文書の欠落の部分が、山口家文書のうちであり、白峰村史下巻にそれが抄録されていたものの（白峰村史編集委員会 1959a）、全文書を見る機会を得なかった。このあと山口家文書が桑島区有となり、石川県文化財に指定されたが、なお追加の分があり、同じ処理がとられ「目録（補遺）」が作成された（石川歴史博物館 1992）。白峰村史第3巻の編纂に際し、この追加の文書を見る機会を得、一部を収録させていただいた。山口家の追加文書のうちには、2冊のむつし文書があり、1冊は「寛永七年 一作売帳」（白峰村史下巻にならい、以下「一作売渡帳」ということとする）、もう1冊は「永代帳」（表紙はないが「一作売帳」の記載のうちに「永代帳」とある。「永代売帳」と白峰村史下巻では記す。）で、これらの文書について、区（在所）は「重要書類綴」にその存続を記している（白峰村史編纂委員会 1991a）。いま、寛永7年（1630）から昭和53年（1978）に至る350年に近い期間のむつし経営の資料を揃え得たことは、まことに欣快とするところである。今回はこれを総合的に分析し、ここに報告することにした。

とくにここでは、この文書を通覧して、むつし経営の発達の実態を明らかにしたい。在所は共有地のむつしを貸与することを「売渡し」といい、のちに年季を定めた。所有権の移動を伴う売渡しは「永代売渡し」と称し、前記とは別の帳簿を用意していた。これらの文書の当初の記載は簡単であるが、漸次整備されてきている。これは種々の問題発生に対処したためとみられ、それらの記事により、むつし経営の実態が明らかになってくる。

なお、むつしを貸与することを「売渡し」のほか、「一作売」、時には「卸し」ともいい、村民に通用するものであった。借主は「買主」「請主」などと記されている。文書に記された売渡しの内容は、むつしの所在地（有坪<sup>ありつば</sup>という）や境界などと、貸与期間（年季・年期・年忌ともいう）・請代・請主とが示されているが、当初の記録は極めて大雑把なものであった。「一作売渡帳」に記載される当初の寛永7年（1630）のものでは、請代金・有坪・請主名が記されているのみである。年季は別に定めもなかったことが、後掲の文書からも伺える。また、面積は記されず、境界なども当初は別に定める要もなかったと思われる。なお、むつし耕作は恐らくもっと遡って行われていたであろうし、この年に11件の記録があることからして、ここで実態を整理し、記帳することを開始したものと推察される。

ところで、むつしの耕作は焼畑を主とする。焼畑耕作の成立は狩猟・採集の縄文時代の末期と遡りたいが、桑島の縄文・弥生遺跡の存在（白峰村史編纂委員会 1991b）は焼畑への移行を推察するうえで興味深い。標高500m ならずの桑島で、近年まで米作りの行われて来なかったことは、大きな特色であり、縄文時代以降の焼畑、畑作への発展の推移を辿るうえからも注目される点である。

現在明らかにされているむつし文書は、天正10年（1582）のものを最古としている（石川県立図書館 1978）。しかし、以上の点からして焼畑耕作はもっと古く遡りうると思う。宮本常一博士は焼畑を狩猟・自然採取と関連して発達したものではないかとされてもいる（宮本常一，1981）が、焼畑成立へのプロセスとして、両者の結びつきを考えるうえで興味深く思う。この辺の事情を知りたいものであるが、山口隆治氏は鎌倉時代には成立していたであろう（山口 1992）とされ、その文化圏の形成を述べている。

表1 桑島区有むつし売り渡し関係の主要事項

西 暦	年 号	事 項
1630	寛永 7	むつし売渡し記録始まる。
1659	万治 2	むつし境界の記載の初見。
1660	万治 3	年季記載の初見。
1668	寛文 8	白山麓、天領となる。
1669	寛文 9	桑原むつし初見。
1678	延宝 6	むつしの上限、作れる所まで開いて可。
1715	正徳 5	むつしを余人に売ることを禁止。
1719	享保 4	むつし「桑地共」返すこと、初見。
1720	享保 5	年季を定める。炭釜初見。
1722	享保 7	はる木場・炭焼の記録。
1727	享保12	むつしの又貸し初見。
1736	元文元	むつし壱作売定書。
"	"	むつしの分割、又売り。
1751	寛延 4	年季なしに売置いたむつしの定。
1773	安永 2	むつし又売禁止。むつし制度一応完成。
1787	天明 7	むつし代物として銀（5匁）と杉（600本）を納める。
1790	寛政 2	このあと杉木売渡が集中的に行われる。
1799	寛政11	境界に境石を埋める。
1894	明治27	むつし入札。
1927	大正 3	雑木工業ノ杈初見。
1958	昭和33	官行造林。
1975	昭和50	桑島区有共有地財産を村外・村内移住者に区分する。
1978	昭和53	手取川ダム造設で桑島水没し、新桑島開村。最後のむつし売渡文書あり。

桑島区有文書「一作売渡帳」より作成。

いま、ここで扱う「一作売渡帳」の記述内容をみよう。ここでいうむつしとは焼畑の適地と住居、その周囲の常畑（桑島でジャーラ、白峰でキャーチという）、それに付属の建物、さらに林地などを含めた生活のワンセットである。むつしを利用する出作り農家では、焼畑の雑穀作とならんで重要なものに桑と蚕とがある。また山地の村として林業関係の仕事も大事である。これらのことについては具体的な記載がみられない。ただ、在所のむつし売渡しの実態と、そのシステムについて整備のプロセスがわかる。表1はこれらの主要事項を抽出したものである。

桑島を含む白山麓18か村は寛文8年（1668）に天領として収公された。このこととどう関連するかは明らかでないが、これ以降にむつし売渡しなどの制度は整っていき、安永2年（1772）ころには一応完成をみたように観察される。以下これらの実態を考察してみよう。

## むつし文書の構成

### 構成

一作売渡帳にはむつしの売渡し1件ごとに書き付けられているが、当初は別に見出しもない。寛政4年（1793）以降の第2冊目からは「一作売渡申山むつし之事」「一作忝申山むつし之事」「忝作相請申証文之事」などと書き示したものが多くなっていく。割印のついたものもあるから、証文を請主に渡されたのであろうが、それらを保存していた家は極めて稀のようである（山口一男氏談）。文政8年（1825）以降のものではすべてこの標記が記されており、整備されている。

売渡しの文書で第1に示されるのは代金である。これは銀で示されるのが大部分で、あと金・銭のほか杉の現物で納めたものもあるが、山口・杉原両家の文書にみられるような稗の物納はない。明治以降は円に変わり、金額は時代に即応して著しく変化している。明治以前には比較的变化は少ない。この代金はむつしの条件や広狭・年季の長短などにより当然変わってくる。この内容は分析がむづかしいので、前報以上のことにはふれられない。

大正10年編纂の「桑島校下史」では、小作のなかに「年期山」と称する出作りがあり、年季を定めて一帯の土地を卸し、ここに出作りの家を作って耕作をさせた（白峰村史編纂委員会 1991c）。自作地をもつ人もいたが、一般には区のほか地主からの貸与が多くみられた。この売渡帳では、むつし売渡しの年季は当初は帳面に記録されていない。後述のように享保5年（1720）には年季を定め、さらに元文元年（1736）には買主と合意の上で年季を定めることを決めた。ここで記録にあるものをグラフとしたのが図1で、1660から1978まで300年余の推移をたどることができた。

出作り・焼畑など先学の諸研究でも、むつし貸与の年季は調べられている。むつしの所在地や面積・良否、年次により、また親様（地主）の性格などにより、年季に長短のあるのは当然である。区の共有地という特色はあるものの、このグラフで極めて長期間の年季の推移を示し得たことは、極めて意義の大きいものと思っているものであり、あとで説明する。

### 有坪

むつしの所在地を「<sup>ありつば</sup>有坪」と記しているが、この用語は昭和53年の最終契約書にまで連続して用いられている。大赤谷・大嵐・小嵐など、谷川筋の地名だけを記してある場合もあるが、多くはそのなかの小地名を加えて記している。文書の当初からの地名がそのまま現在も用いられているものもあり、また細分させたもの、新たに成立したものなどや、合併のものなどもあり、極めて多様である。一般的には自然地名と人名地名とがあり、時代が下ると人名地名の多くなる傾向がある（矢ヶ崎 1981）が、やがては固定化をしている。請作者や耕作者と思われる人名が当初のものから記されているものもあり、「新源分」「源蔵つくり」などとある。この「つくり」は耕作者を示すものとみられるが、

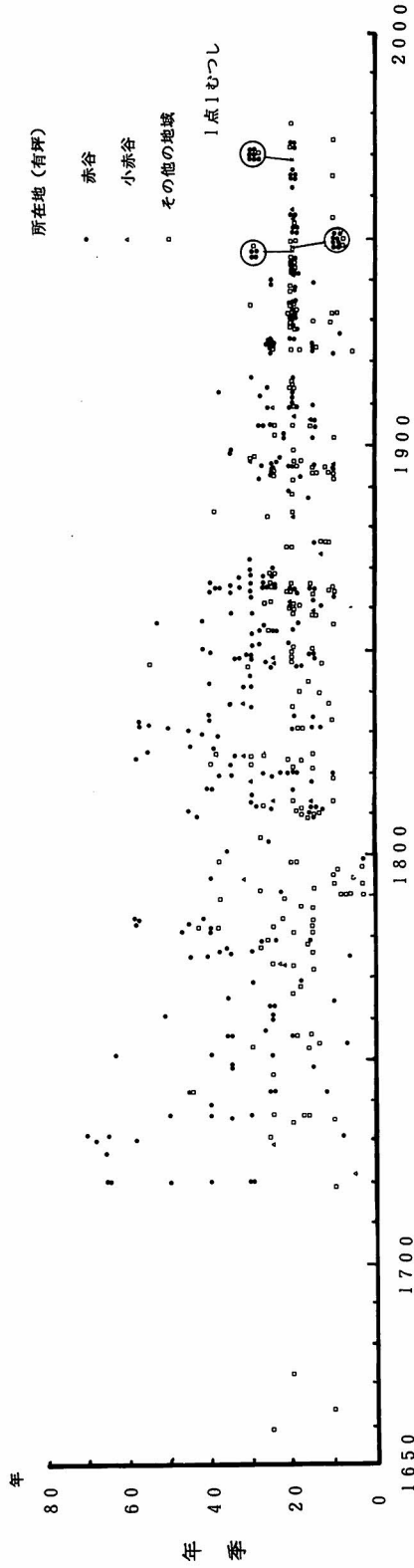


図1 桑島区有むつし売渡しの年季 (桑島区有文書「一作売渡帳」により作成)

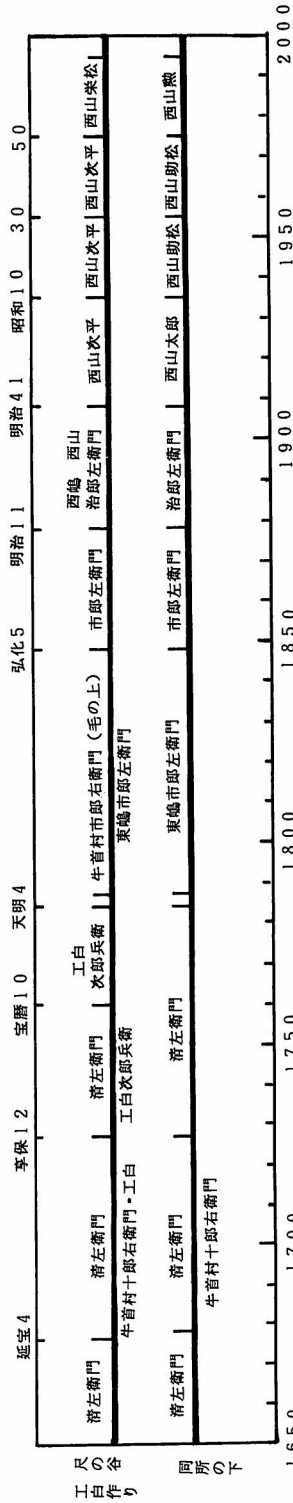


図2 赤谷のむつし「尺の谷工白作り」の請主・又請け者の変遷 (桑島区有文書「一作売渡帳」により作成)  
太線は「むつし」で、上は請主、下は又請け者



この点は後述する。

ところが、追々有坪の境が記されてくる。その初見は万治2年(1659)のもので(銀)「百め あか谷 八兵衛・喜兵衛・右衛門四郎つくり」のつぎに「此さかいハ南ハ谷、北も谷、喜兵衛つくり之さかいハ南、北ハ谷」とあり、四囲の境を記すのが一般的である。かような記述の仕方は、小倉清助家の「永代売帳」の慶長12年(1607)から始まる文書(白峰村史編集委員会 1956b)にもあるから、踏襲されてきたものといえる。これはむつし利用者が多くなり、その境界が問題になり、紛争も生じてきたことによると思われる、従って記載内容は時代が下がるほど、より具体的になってきている。前作者のあとを請けた場合は「〇〇作り不残」「〇〇作り跡一所不残」などの記述がある。なお、寛政11年(1799)には請作人が「境石此度私相埋以後紛不申様」にしている例もある。

利用者が多くなり、分割されたと思われるものをみよう。記載最初の年次、寛永7年(1630)には「あか谷志をけ」のむつしがある。これは大赤谷の奥、赤谷川の右岸にあるが、天和2年(1682)の記録には「赤谷志をけの谷」とあり、53年の年季であったかとも思われる。ところが元禄15年(1702)には「大赤谷之内北志なげ」、享保20年(1735)には「赤谷奥南志おけ」、ついで安政4年(1857)には「赤谷中志をげ」の3つのむつしが出現している。なお、南志をけは文化6年(1809)、山番人のものに先年売っていたと記されているが、これは永住していたものとみられる。「しをけ」の呼称には「塩げ」「しよげ」「しようげ」など若干の変化があるが、呼び名の音声を記録したものとみられる。分割をした記事はないが、大きなむつしで、開拓の進展に応じて、それぞれ一本立ちの経営ができるむつしとなったことから、最終的には3分割されたものと考えられる。

いま境界明示の好例と思われる記述を示そう。宝永5年(1708)「小赤谷口、石太夫やすみ場」のむつしの売渡し文書では、「南ノ境ハ次郎四郎むつし境、頭ハかな木林道長作り境、北ハ石やす(み)場ノ尾通り境、石やす(み)場下ハあせちノむつし境、あせちノむつし奥ハ小赤谷ノ川境、但此境ノ内ニ京せん并ニ長吉郎五郎右衛門分、永代むつし有、是ハのこし候而也」とある。すでにむつしはかなり開かれ、接続していたことが知られ、「作り」は耕作者、「分」は所有者・請主の名称で呼ばれていることも特色である。なお、個人所有の永代むつしも入込んでおり、かなり境界が複雑になっていることも知られる。このあと、むつし利用がさらに進み、安定して来ると、境界標示は簡略化し、その必要性は却って少なくなり、ただ「〇〇作り跡」と前作者の名称だけを示せばよくなっていく。寛政4年の表題の「一作売渡帳」では書式は統一されてくるが、これには天明4年(1784)からの記録があり、境界の記載は特別の場合を除きみられなくなる。これはこのあともずっと終末まで続いているパターンである。

なお、ここで有坪の地名の固定化のプロセスを示す一例をみよう。赤谷の「しゃく之谷一所」は延宝6年(1676)初見のむつしである。清左衛門が耕作するものであるが、享保12年(1727)の文書では「志やくノ谷清左衛門作り共ニ壱所」と記されている。ここは後述のようなトラブルが発生するのであるが、清左衛門の買請けたものを牛首村十郎右衛門に又貸しをし、十郎右衛門は牛首村の工白くじらにさらに貸し、実際は工白が耕作していたのである。このあと宝暦10年(1760)にはこの有坪を「志やく之谷先年工白作り跡」と記し、「牛首村工白次郎兵衛」が買請けた。恐らく工白はこのむつしで小作を続け、力をつけて自立して、ここで自らが「口入 当村二左衛門」の支援はあったものの、買請けるまでになったとみられる。弘化5年すなわち嘉永元年(1848)にはこのむつしは「請主市郎左衛門」に変わり、工白の存在は表れなくなった。しかし、むつし名は「尺の谷工白作りと申所」となり、「工白作り」が定着したことを知る。現地の山村民にとって、むつしの地名は実際そこでの耕作者の方がぴったりし、その名称が通用するのは自然のことといえよう。ついで明治38年(1905)の証文では「尺之谷工白作ト申処」と継承され、昭和9年(1934)、同22年の証文においても同じく記され、固

定してきていることが知られる。

#### 請代

請代金の支払いは在所・請主双方にとって重要なことである。一般には契約の際に支払われたようである。銀を主とするが、金・銭の場合もあったものの、稗では納めていない点、地主個人から請ける場合と異なる。むつしの請代金の支払を示す文書は乏しいが、文化6年(1809)赤谷南志を以て2か所のむつしを43年季、代銀476匁と定め、請けた文書では、「代銀不残此度慥ニ相渡申候処実正也」と記してあり、即座に支払ったことは確実とみられる。ずっと下って昭和7年以降の証文では「今回上記代金本日完納致し壹作相請候処実正ナリ」と、同じ趣旨の文言がみられる。しかし、一時に即金で代金支払いを負担することは、一般の山村民には困難ではなかったかと思われる。

代金の支払いの一時負担が年収に対してどの程度かはわかりにくい、いま昭和9年の例をみよう。年季20年のむつしは90円、70円、50円、50円、100円、30年の場合は360円で請けている例がある。この年には手取川大洪水があり、被害状況の資料が多くみられる(白峰村史編纂委員会 1991d)。この資料中にある物価より計算すると、主要産物の木炭1俵は68.5銭、夏秋蚕上繭1貫目は1.8円、春蚕被害は1戸当たり30円とある。木炭100俵は68.5円、夏秋蚕上繭30貫は54円となり、これをそれぞれ1戸当たりの平均生産額とみ、生産費や生活費を考えて、上記の請代と比較すると、1年の収入ではとてもまかないきれない額である。従って、実力者が請主となりこれを耕作者が又借りし、耕作者は恐らく年貢を請主に納めていたことと推察されるが、そのような資料はこの一作売渡帳からは伺えない。時には在所よりむつしを買請けたこともあった地主層の文書からその事情が伺える。

まず杉原家文書の「年季覚帳 寛政」をみよう。このなかの「むつし壹作売帳」では、びやこ谷2か所の山むつしを、寛政12年(1800)牛首村萩の三郎兵衛が年季18年で請けた。そして「山代銀之儀者稗年季ニ相願申候処御聞届ケ被下」れ、「壹ケ年ニ上稗八俵つ、」拾五ケ年都合上稗百貳拾俵急度相斗リ可申候」と取り決めている。なお「万一壹ケ年成共相滞申候ハ、何成共貴殿御定之品差上急度御算用可仕候」と約束し、年季が明けると「桑地共」返すことを記してある。また文政13年すなわち天保元年(1830)大嵐の後谷の山むつしは、年季20年で下田原村の助右衛門が請けた。「此代物」は「金六両ト稗貳拾俵ト粟の儀式儀、メ三品ニ相定申候」ということである。このうち金6両はこの年の8月中に入金する定めであったが、3両しか納められなかったようで、あと3両は翌年7月切に元利共必ず返済することを聞届けられた。そして稗20俵と粟2俵とは翌年から10か年のうちに持参することを約束としている。なお天保2年に大嵐馬小屋にある「桑原阿らし」1か所を年季12年で請けた長兵衛は、代銀19匁を即座に納めている。

時代は下り山口家文書「山むつし卸帳」で、明治20年(1887)のものを見ると、赤谷加まやけのむつしは年季明きとなり、当20年から「毎年年地子ニテ卸可申候」とあり、年貢に変わったことが知られる。そして毎年稗1俵を納めたが、同39年よりは稗2俵となっている。一方、同じく明治20年には小赤谷のむつしを同じく年地子とし、毎年1円ずつを納めた。しかし年により炭17俵(代1円78銭)をあて、稗と思われるもの4斗(代1円6銭)を納めた場合もある。なお、他の文書では明治17年に毎年上稗1俵を年地子としているが、現実には現金で受取り、同18年には1円30銭を「稗壹俵代ニテ受取」っている例もある。

山口家がむつし請代を稗などの現物で受取っていることは前報でも述べたが、年貢としての収納がかなり行われてきたのである。ただ、稗や木炭などでも受取ったことは、極めて現実的であり、地主には流通面でのメリットもあってのことといえよう。むつしでは大略的にみて稗の生産は「百坪一俵」といわれる。毎年3反のむつしを火入れするのが平均的であるとすると、その約1割が稗1俵で年貢に相当することになる(白峰村史編纂委員会 1991e)。なお、かような山村経済は精密な分析を要す

るが、一応の目安としてふれておこう。

#### 請主と又売り

むつしの請主は買主、請作人とも記され、桑島の東鳴・西鳴の村民のほか、牛首村その他のものでもよかった。ただ請代金を一括払いしていることから、相当に資力のあるものであったとみられ、従ってかなり限定された階層の者と思われる。なお「口入」「証據人組頭」「世話人」などが明治時代まで連名の場合もあった。これは身元保証をしたものであろうし、村外者の請主の場合にもこれらの連名人がみられた。また、前報でも述べたが、何か所ものむつしの買請を同一人が行っていることから、請主は手作りのほか作人を雇うか、または小作にも出したことが想像される。ところで正徳5年(1715)小嵐わり谷のむつしを売った場合、「杉等有之所ハ伐荒し作り申間敷候、其上少ニ而も作り残り候而も立帰り作り申間敷候。又作り跡余人へは売申間敷候。……大はへノ分売不申候」と禁止事項を示すなかで、跡を余人に売ること禁じている。しかし、このあと元文元年(1736)には分割、又売りを認めた文書がある。これは赤谷宮原のむつしを年季50年で又左衛門に売ったもので、次のように記されている。

「此度之右ニ売申年季ハむつしこゑ申候而、作り懸り之あら畑は何拾年と極申定書ニ御座候へ共、此むつし之内少々こゑ申所も有之、地もひろく候へハ、若此内余方へ己けて売申度事も有之候ハ、買主又左衛門作り加り申程、むつしこゑ申まで少しこゑ申所之はした地ヲ、売可申由又左衛門望にて、如此年季来巳年は五拾年ニ極候、若少し之所ヲ売申候て、其買主段々新畑致し新畑も無之候ハ、其引次は又左衛門新畑いたし作り加り申筈ニ相定申候、扱又明年此むつし壹作年季なしに請申者いまに作り残り、こや場廻り桑等支配仕居申候へ共、右年季極無之候へハ、又左衛門其者おいのけ不申、あいたいに而こや場何かとさきの請主と納得仕、此義ハ在所江なんたい申間敷と相極、来巳年は五拾年ニ定売申者也」

この文書では種々の事を定めているが、肥えた土地の「はした地」を分割、又売りすることを認めているのである。なお、ここには別の請人が年季なしでおり、明け渡しのと小屋場や桑を支配していても、これは定めて認められていることであり、又左衛門に追いのけることをせず、相対で納得し、在所へ難題を持ち込まぬようにもいっている点、興味深い。

#### 年季

むつし貸与の期間を年季といい、年期・年忌などとも記している。当初のものにはその記載はなく、万治3年(1660)の文書に始めて記されている。すなわち、「四拾目 有坪ハ谷頭助左衛門つくり、けの上共、此畠年きは二拾五年きり 喜右衛門」という文書である。ここで毛の上共とあるから、開墾を要する新畑であろう。ただし、このあとの各文書に年季が続いて記されているわけではない。しかし、年季の定めのないことから不都合も生じてきたようで、享保5年(1720)年季を定めたことが記されている。すなわち、うすや五郎兵衛が赤谷大はぎ谷道念作りの跡を銀320匁で買請けた際のもので、つぎのような説明がある。

「但、前々壹作地売申候ハ年季定無ゆへ、むつし請作之人、跡先に廻り不都合ニ作り申ニ付、少分之むつしも永々敷被成紛敷義も有之ニ付テ、只今は地下地売むつし之義ハ相談之上向後年季定売申候」

ここでは年季のないため、請作人が前後して入るなどして、紛わしくなっていたのである。ただ、ここで地下地売むつしといっているのは、前述の毛の上だけでなく地面の権利を売り、むつし耕作を認めての場合とみられる。買主と相談して年貢を決めるとするが、この場合は40年であった。

ところが、このむつしでは後述のように炭釜があった。かような土地利用も行われていたために、とくに年季を決める必要もあったとも推察される。つぎにその文書を示そう。

「此むつし年季当年も四拾ヶ年ニ定売申候、四拾ヶ年過候而ハ此地ニ作り残り等候而も、在所支配ニ極申候、扱むつし之内ニ地主相たいニ而炭釜等入申事ニ候ハ、山役銀ハ地主と在所と半分つ、ニ定申候、炭釜入候而不勝手ニ候ハ、地主勝手次第ニ定申候事」

ここには炭釜があり、山役銀を半々ずつ地主と在所とで納めたわけであるが、これはあとでふれる積りである。なお、このあとのむつしの売渡しには、年季が定められ記載されていることも注目したい。

かようなむつしの開発に応じ、新開のむつしは追々なくなり、むつしは整い地味も肥えてきたと思われる。土地利用の進展に伴い、元文元年(1736)には、これまで時に応じ定めた売渡しの年季に定書を設けた。

#### 相談之上むつし売作売定書覚

「一 元文元年辰年も在所売作むつし今年も之年季ハ、むつしもこゑ申候而、買主作り加、り新畑之年も何拾年と相極売申候、然上ハ買主あら畑かり申時、改メ申作り懸り之年ヲ帳面ニ書付置、定之年季過申候ハ、古畑之義ハ不及申、前畑ノかり残り候共、在所へ取上ケ可申定ニ仕、買主同心ノ上売申者也。」

ここで、年季をはっきりと決めている。新畑を借りる時には改め、耕作中の年数も帳面に記すこととし、返す時は古畑も前畑の耕作中のものもすべて在所へ取上げることを納得のうえ、売渡すことにしている。これまで、すでに年季は定められていたが、この慣行を改めて明記したものである。なお年季の過ぎた際には返還のことを念を押している点、不実行の例もあったことを伺わせる。

#### むつし利用の実態

##### 開拓の上限

延宝6年(1678)午10月20日、有坪与市原のむつしを47畝で下記の3名が連名で請けた。その請作事情はつぎのように記載してある。

「有坪者与市原奥者中之又江越道。但、助右衛門右衛門四郎作残シ申ニ而、上者作れ申所迄、下者川、北者太郎右衛門作りくろを見とをしてさかい也」

このなかで、注目される点はむつしの境界を示すなかで、上方は作り得るところまで耕作可能と示していることである。後述のように地形や積雪などの関係で、雑畑の開畑には制約があるものの、一般には可能なところまで上手を開くことを認めていたわけで、新畑の開拓当初と思われる状況を示すものとして興味深い。なお、開拓には労働力の面からも限界のあったことは当然である。

この与市原は赤谷の最奥の地で、むつしは現在も2分されてきている。ここではすでに2分されていたとみられるが、3名で請けたこのむつしのうちに助右衛門右衛門四郎が耕作している分を除いて売渡している。このことはさらに細分をしていることを示すものといえる。ちなみに3名の請作者は「大みち太郎右衛門、小くら作右衛門、川ばた太郎兵衛」であり、このうち太郎右衛門は与市原の北方にさらにむつしを耕作していたことが本文書より知られる。

##### 又売り禁止

前述むつしの又売りは在所も進めていたようにもみえる。これは開拓の初期には必要な手段であったとも考えられる。ところが、これが禁止されるに至った。安永2年(1773)には又売禁止の文書がある。

「有坪赤谷教懸小屋三右衛門作跡不残。此むつし買請申候間、また他家へ又売仕間敷定事、年季者二十三年也……」

このむつしは「山 松右衛門」が23年の年季で買い請けたが、この際、また他家へ又売りをしてはならない定と記されている。このことはこのむつしのみのもこととも受取りうるが、あとの文書にもあることから、一般的なものとみてよいであろう。なお請人の「山」は「山籠」と同一で、山中のむつしに永久出作りをしているものと考えられる。請代は銀67匁であるが、うち17匁を引いて売っている。これはこのむつし内の小屋場を三右衛門に売り、金券で17匁を受取っているためである。この小屋に三右衛門は住み、松右衛門は永住であるので、別の小屋に住んでいたとみられる。むつしのうち、小屋場を分割して売渡す事例もまたあったことを知る。この場合、小屋場と畑とは分割売渡されていることから、又売禁止を定めたものとみられる。この例はさらに後述する。

つぎの又売禁止は、同年の西あせち五左衛門が大赤谷裕山の33年季のむつしを請けた際に、「他家へ又売仕候事堅仕間敷候」とある。ところが、寛政6年(1794)の貼紙には、このむつしは「甚悪キ故こへ不申」という状態で、又左衛門が五左衛門より「又請被申候ニ付何とそ年季向江三年差延シくれ」と願出た。これは聞きとどけられている。ここは条件が悪く特例として又売を認めたかとも思われるが、又売禁止は現実には不徹底の面があったようにみえる。なおこのあとも又売禁止の文書はいくつもあることから、現実には又売は行われていたとみる方が妥当であろう。

前記小屋の分割の事例をついでに、あわせみよう。時代はずっと下って大正9年(1920)、有坪は大赤谷のうへ小屋場で、「山むつし壱ヶ所及ビ健具全部并ニ青葉残ズ売渡申候事確實ニ候」と売渡証に記し、代金は706円60銭、売主は上野法音で買主は山口清次郎、証書には収入印紙3銭が2枚貼られている。このむつしは桑島の共有地で、桑島在所より上野法音が買ったものである。「一作売渡帳」では明治28年(1895)2月2日付で、明治28年より6年間、以前の年季があるので、同34年より27年の年季(1927まで)で、代金は36円とされていた。ところが、大正9年に上記のように売渡しているのである。この年季の終りに近い大正15年9月11日、山口清次郎は桑島在所よりこのむつしを380円、年季25年(1928—1952)で買受けた。「先年上野法音に壱作卸跡、今日改メテ貴君に壱作卸渡申候処実正ナリ」と山口清次郎家の証文にある。又貸しの件は文面には示されていないが、在所では承知していたことであろう。ところで、又貸しの際の代金706円60銭はつぎの代金380円に比べ著しく高額である。前者の代金には「健具全部」が特記されていることから、出作り家屋をも含んだ代金と考えられる。そうだとすると、一般に一作売渡帳に示されている金額は出作り家屋を含まないものかと、大きな疑問が残るものである。前例にも家屋を切り離れたむつしの売渡しもあったが、家屋の売渡しは貸与のものか、永代の売渡しかなども不明であり、さらに検討を進める必要がある。

#### 年季終了時の処置

最初の文書にみられるように、むつしの売渡しは年季の定めもなく極めて簡略なものであった。年季は前述のように定められ、実行されてきたが、寛延4年(1751)には、これまで年季なしに売渡していたむつしに対して、つぎのように定めを設けた。これは前記の年季決定に対して現存する無年季のものに対する移行処置とも受けとれるが、それだけでなく、年季終了時の処置を示してあり、経営の実態を伺い知ることができる貴重な文書である。

「前々々年季なしに売置候むつし之定之事

- 一 壱作年季なしニ買申者支配之儀、あら畑有之間ハあらしニ有之候桑共ニ支配可致ニ相定申候。
- 一 あらなき畑無御座候ハ、あらし之桑ハ支配不致ニ定申し候。
- 一 作り仕舞ニ成、余方之山江作懸り、先之山ハ少し宛なきを苜添作りニ仕申候ハ、種まき之畑と小屋屋敷本畑計支配可致定ニ御座候。
- 一 種まき畑支配ハなき仕廻之なき畑ハ七年切ニ不残相渡し、其山立のき可申定、其上ニ五合まき三合まき宛苜畑致し支配永く致し候ハ、吟味之上取上支配為致間敷ニ定候。

寛延四年未四月 』

本来むつしの土地は自然林地であり、ここに新畑（あらなぎ畑と同じ、刈ってその草に火を入れ焼き上げた畑）を開拓するには多大の労力を要したわけである。開いたなぎ畑は火を入れ数年の耕作で放棄をするので、当然、毎年一定面積の新畑を開かねばならない。新畑の開墾は毎年平均3反くらいで、1代の30年を過ぎ再び最初の薙畑に戻り火を入れ耕作するのである。新開の場合は毎年自然林を開くことになるので、とくに多大の労力を要するわけである。そのなぎ畑には放棄（あらし）しても桑は植えてあったので、この桑はそのむつしを耕作する限り請作者が支配した。新畑を開くことができなくなると、当然他のむつしへ移るわけで、この場合は桑の支配は取り止めの定めであった。なぎによる新畑と桑の支配とは密接に結びつき、両者を切り離してはむつしの経営は成立し得ず、養蚕の重要性が知られるのである。

つぎにむつしの請作が終了し、他の山すなわち別のむつしへ移行する場合の処置についてのことが示されている点、まことに注目される。この移動の場合は新むつしで焼畑耕作を始める一方、旧むつしのなぎ畑も当然耕作するわけで、そうしなくては生計の維持はできない（矢ヶ崎 1983）。他の山むつしに耕作を始めた場合、新むつしでは薙を開き火入れをし耕作を始めるが、旧むつしではなお第2年目以降の薙畑の耕作があるわけである。この際、生活は旧むつしの小屋を利用し、周囲の本畑の永久畑の耕作も続けるのである。さらに稗・カマシの栽培には苗床を設け、苗の移植を必要とするわけで、そのための種まき畑を旧むつしに設け、苗を新むつしに移植する必要がある（山口一男氏談）。この苗畑の利用も認めているのである。なお、第4項で種まき畑は薙（火入れ）終了の最後の薙畑から7年までの利用で切り、この山むつしを立ち去るべき定めである。ただし、なお稗の五合まき・三合まきなどの畑（一般に面積はまく種の量でいう、ふつう1升まきは20坪、これは少量の種であり、上記の苗畑とも思われるが、長く利用しているものは吟味をして取上げる定めであるとする。むつしを他に変更して利用する場合の処置は、新旧両むつしの同時経営を前述のようにかねて類推をしていたのであるが、かように綿密、周到な処置を定めていたことは驚きであった。ただ、このためにも新旧むつしはつとめて近接して貸与されることが望ましいのは当然である。

ところで、この定めを設けた直後、在所も規程に不慣れもあってか、つぎの文書のように不手ぎわをした。

「

覚

一 壹作年季なしニ売置候むつしあら畑有之内ハ、あらし之桑迄支配可致定期御座候所、太左衛門買置候むつしハ未あら畑なき申場所少し有之所を、在所了簡ちかいニ而桑ハ取上、跡ニ買候助五郎ニ桑ハ支配致シ候様ニも先達而申渡し、跡買候助五郎方ニハ畑并ニ苧山を作り懸り申ニ付、在所了簡申上候而太左衛門ニ迷惑為致候所、氣之毒ニ候間、相談之上銀子五十目桑代として太左衛門方へ在所とらせ相済者也。

以後何角と申事可有之候哉と覚書如件

寛延四年未四月八日 』

太左衛門の買った年季なしのむつしで、あら畑のある内は桑を利用できるものを、在所が取り上げ、あとで買った助五郎に利用させたのである。これを在所はあやまり、銀50匁を桑代として太左衛門に支払っているのである。

#### 自然条件

一般にむつしの開かれる山地斜面は、地形的に谷川に接する崖上の緩斜面から、上方の斜面までを利用することはすでに述べた（矢ヶ崎 1981）。赤谷川の両岸では川に接する斜面を上ると、緩傾斜の面が開け、その上手はまた傾斜が強くなり尾根に達する。この傾斜変換点を「まぶ」といい、上方の



林地から匍行によって肥料分が緩斜面に堆積するようになる。ここには出作り小屋や常畑が設けられ、上手の斜面に雑畑が開かれる。一方、谷川に面した傾斜変換点を「はま」という。

むつし全体の斜面は日当たりのよい方が一般には恵まれている。文書には「日なた」と記される。一方、日陰の斜面は「おんじ」の平などと称される。山地の耕地などが日当たりを問題にすることは、東西方向の谷で明瞭で、スイスの山地で著名であり、飛騨の小八賀川流域でもみられる（高橋百之 1940）。赤谷のむつしにおいても、赤谷川が北東方向に流れていることからこの点が注意され、一般には左岸のむつしが恵まれている。

出作り小屋はむつしのうち比較的平坦な面で、崖によった地点に建てられ、谷の沢の水をひいて便をよくし、周囲に本畑（常畑）を開いている。天明5年の「下田原山絵図之事」（図3）はむつし絵図面として貴重なものである。むつしは東は下田原川、西は「かべ」の山頂寄り、北は大谷で沢、南は尾根である。小沢が3本東に流れる。下田原川に沿い、2か所に5面ずつの田がある。これは稗田で、一般的には粘土で床締めをして保水をよくした（山口一男氏談）。道路はむつしの中央を南北に走り、出作り小屋も道沿いに設けられている。山地の道が古くは低地の川沿いでなく、中腹の斜面を横切るのは各地でみられたが、この点でもこの絵図は興味深い。谷筋に沿うのは新しい道路である。

ところで、むつしの上方は開きうるだけ畑を拓いてよいことは前述したが、この地域では深雪地帯の山腹に雑畑を開くことからして、場所によっては雪、特に雪崩の対策が重要である。正徳5年(1715)小嵐わり谷のむつしでは「大はへノ分売不申候」と示している。富山県五箇山の雪崩防止の大林（ユ

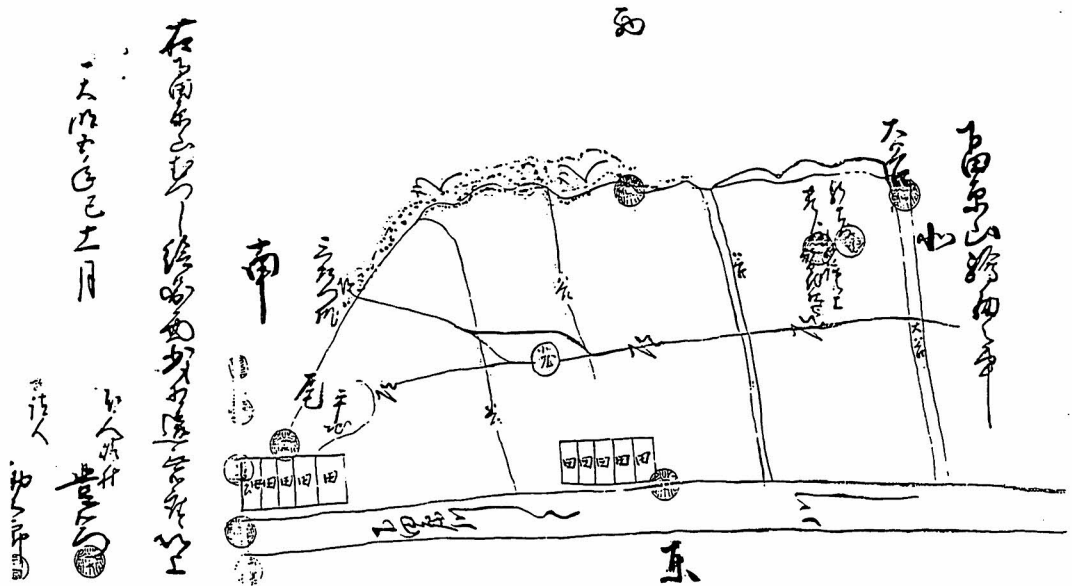


図3 下田原におけるむつし絵図(山口家文書)

キモチ)は、集落の上手に斧を入れさせず、保安林として残している点で著名である(平村 1987)。同類のものを同様な呼称で、この桑島のむつし文書に見出したことを興味深く思った。また享保20年(1735)赤谷奥の南志をけのむつしでは、このあと山番人に卸したが「こや場之上ノこやがき雪除ハ作り不申、尤伐りあらし不申候処ニ相定売申者也」と示してある。ここは北向きの斜面であるが、出作り小屋の上手に小屋垣の林があり、これは雪除のもので、伐りあらすことも耕作も禁じている。このむつしについては宝暦12年(1762)の文書にも記されている。「小屋場之上ニ雪除小屋がき有之候、此分者作り申間敷、尤伐りあらし不申様ニ相定申候」と同趣旨のことをより具体的に示している。赤谷の下流、山口一男家のむつし次郎吉山の地図は、むつしの実態のわかる極めて貴重なものであるが、上手の林を雪崩防止林として保存している点注目される(石川県白山自然保護センター 1988)。なお、これらの雪除設備は赤谷川の右岸にみられるのも特色である。

この南志をけに続くやや下流で、山腹の上手にある前記の宮原のむつしには風除けの林があった。元文元年(1736)の文書には「此みや原むつし之内ニ風かき之大木有之候間、此立木伐り取不申様相定置申候」と記してある。現在も杉の大木数本が残されている(山口一男氏談)。

手取川流域の谷筋では春先から梅雨まで強い南風が吹き、この対策が必要なところがあった。下流の鳥越村でも以前はこの風の吹く日、火気を禁じ、児童は弁当を持たずに登校した(鳥越村史 1972)が、白峰の藤部家の出作り地でも南側に杉林が仕立てられていた(矢ヶ崎 1981)。

## むつし利用の推移

### 年季の推移

むつしの売渡しの年季については、種々述べてきたが、その推移をグラフ化してみた。図1は本格的には1720から1980ころまで約260年間の年季を示したものである。桑島在所有者のむつしという特定のものではあるが、その推移をみることは、他に例がないといっても過言ではなからう。これを大観すると、古い時代の年季は5年程度のものから70年に及ぶものがあり、極めて幅が広い。それが近年には20年のものに収斂しており、年季の短縮化傾向が認められる。近年は短期のものも10年程度になっている。なお、10年以下のごく短期のむつしは本格的な経営のものは少なく、この期間を通じて樹木利用の場合が多い。これは後述しよう。

この年季の短縮化傾向を時代区分してみよう。年季の記載が本格化するのは年季を定めた享保5年(1720)からで、70年間のものを最長とする。60年間の年季は1775までにみられ、むつし制度が一応完成する安永2年(1772)とほぼ一致する。このあと50年間のものは1860までである。さらにこのあとは長いものでも40年間となり1940まで続く。これ以降は20年季に収斂するのである。80年間にほぼ10年くらいの短縮となる。なお1978は手取川ダム建設により、桑島集落は水没するが、この一大変革を契機に共有地むつし利用は終息する。その最終文書は1978に1件みられる。

なお、このグラフにはむつしの有坪を手取川左岸の赤谷、小赤谷、それに右岸をふくむその他に3区分してみた。一般に赤谷のものが年季は長く、手取川右岸地域をふくむその他の地域で短い傾向がある。小赤谷のものは数が少ないが、両地域の中間的な年季である。赤谷は谷が深く面積も広いが、極めて長期の年季でむつしを利用してきたことは、安定した経営ができたものと思う。前報でも示したが、代金も個人の地主のむつしより安いことはさらに有利であったと考えられる。とくに赤谷の上流部において、共有地のむつしの多いのが特色である。

### 桑

むつしの利用の主体は焼畑・本畑におけるヒエ・アワ・カマシ・ソバなどの自給的な雑穀作であ



り、これは変ることなく継続してきた。しかし、このほかの商品的農林産物の生産があり、これらも重要なものであった。これらの点を考察してみよう。

一作売渡帳に記録の始まるのは寛永7年(1630)からである。万治9年(1669)には有坪、赤谷うへ横谷で、「桑原むつし」が17匁で清右衛門に売渡されている点注目される。養蚕がこの地域で第1の産業であることは前報でも記したが、桑原むつしと称される畑のあることは、その重要性を示すものといえよう。桑は畑のほか、くろにも植えられ、雑畑放棄後にも利用されていたことは前述した。桑を重視したことは、享保4年(1719)大嵐高松にあるむつしの売渡し文書に、年季の終了後は「桑地共ニ不残在所支配ニ相定売申候」と示され、地面とともに桑を返すことをいっている点にその重要性が知られる。この後の文書で、桑のことは散見する程度であるが、天明4年(1784)以降は「桑地共」の記載が定着している。ずっと下って大正11年(1922)からは記載がなくなり、同15年から昭和15年くらいまでは再び記され、あとは消えている。この表現は常套語とも受け取られるが、かような記述の推移をみると、養蚕の重要性の消長を反映しているように感じられる。正徳3年(1713)びやこ谷のうち在所さんてん地で「先年六太夫と申者桑畑仕置候」とあるように、むつしのうちに桑は植栽されており、これを植え増した場合もある。そしてこれをそのままに置いてむつしを返還しているので、追々桑の木や畑は増加していったとみられる。この桑を寛政以降、文書に記しつづけている点は価値の増大したことを示したものとみられる。なお、戦後は価値を減じ、記録からも消えている点もうなずかれる。また養蚕のためには、出作り小屋と称される家屋も大きいことが必要であり、蚕室を持つものもあった(白峰村史編纂委員会 1991f)点も注目される。

#### 杉

むつしのなかで杉は重要な樹木で、前記正徳5年の小嵐わり谷の例のように、杉などのある所は伐採を禁じている。一方、杉を売る場合もある。天明7年(1787)大嵐のむつしの代銀は5匁と杉600本で、3年賦で納めさせるようにしている。このためには杉林の存在が知られる。ところで寛政2年(1790)には「百合谷惣林之分不残」7年季でうすや五郎兵衛に銀子325匁5分で売渡しているが、これは杉木で、「右杉木貳尺五寸以下ハ伐取不申定也」と示す。また同年大嵐鳩谷では杉木を3年内で伐取る定めで、卯兵衛に銀子50匁で売渡している。さらに同年大嵐布ヶ谷では杉林2か所を年季7年、代銀90匁で売渡しており、これはさらに3年延しているので、都合10年となる。なお、このあと寛政5・6・12年にも杉を売渡し、年季も5年、10年である。いずれも年季は比較的短い。これは杉林の伐採を主体としたものであり、図1にみるようにこの時期に集中的に杉の伐採をしていることは、何らかの需要のあったことと考えられる。なお、あと地では少しの焼畑耕作をし、植林もしたものとも推察される。ところで、寛政9年には「杉木貳尺回りうへ、それより下タハ伐り不申定」とし、同7年には「杉不残、壹尺八寸以下」を、同8年には「杉壹尺九寸うへ」を売るとあり、必ずしも樹木の大きさに統一性はない。これは需要に応じたものであろう。ただ、共有地にかような杉林を保有しており、必要に応じ売渡していたことは注目され、在所の入費を賄ったものとみられる。なお、これらの杉林は大嵐・小嵐の谷、すなわち手取川右岸に多いことも特色である。

時代は下り、大正11年(1922)赤谷の奥旧甚太郎作りは杓子松蔵の先代からの請地で、重ねて25年季で請けついでむつしである。その請代270円は、ここに以前から請けた年季中に植付けた「小杉木約千四百本余植付ノ分代金貳百円トシテ請渡申」し、残金70円を納入している。むつしの一部に植林していたわけである。また大正11年の大赤谷の八右衛門谷・与三右衛門谷という所では、50円の代金のかわりにむつしの頭、山でん地にある小杉木188本を納め、10年の年季中は「私方ニテ引受け入念修理可致候定メ」としており、育林を担当することを約束している。なおこのあとも杉木での取引例は若干ある。杉の植林は進められているものの、むつしの売渡しの場合には小杉原などは除かれてい

る。

### 薪炭

寛文13年すなわち延宝元年(1673)有坪いわじとのむつしは、銀100目で豊右衛門が買請けたが、ここにはいろいろの特色がある。まず「木ほへハ在所ニ取遣シ候はつ」で、薪類は在所が使用の予定であり、「かりほしはかりを売申候」とし、刈干だけを売り、地上権は残したと思われる点、珍しい例であろう。しかも「此畑地ハ重而又永代ニ売、則永代帳へ重而書のせけす」ということで、永代(売)帳へ移し、抹消している。永代(売)帳では天和2年(1682)に「大嵐岩ちと」のむつしを文右衛門が80匁で買っているが、これに相当するものであろう。ここでは「けの上共売渡し申候、木ほへかや共に此さかいノ内」とあるから、上記の木ほへや刈干のことも含め地上権とも売っているのである。桑島にはキノウエサンカ(土地は所有者のもので地上物は共有物なり)という制度(白峰村史編集委員会 1962a、白峰村史編纂委員会 1991a)があるので、ここでは土地と地上権をととくに述べる必要があったとみられる。

ところで、農業以外の利用面では炭のことが注目される。享保5年(1720)「赤谷大はぎ谷道念作り跡」では、前記のように年季がなくトラブルを生じたが、なおここには炭釜があった。「むつし之内ニ地主相たいニ而炭釜等入申事候ハハ、山役銀ハ地主と在所と半分つゝニ定申候、炭釜入候而不勝手ニ候ハハ地主勝手次第ニ定申候事」とある。地主は請主であろうが、炭釜を持ち製炭する者を入れることなどは自由であるものの、山役銀は半分を在所に納めなくてはならなかったわけである。また、享保7年には小赤谷に2か所の「はる木場」をおもやが銭1貫200文、5年の年季で買っている。ここは炭やきに使ってもよく、「炭釜役などに仕はるきニ伐り申答」としている。なお、享保12年には取消された「赤谷大むつし」の文書があるが、このなかにむつしの内に「炭等入申候ハハ、山役銀ハ村と半分己けニ可仕定也」としており、同様な処置をしている。これが一般的な処置であったとみられる。

宝暦10年(1760)赤谷よこ谷奥のむつしの境界のうちに「下ハ炭釜、六左衛門ニ売申むつし切」で、炭釜の存在が知られる。一方、「牛ほうけ」のむつしでは安政4年(1857)の売渡して、「北方抄場有之候、此分共ニ不残、但作配薪木共ニ勝手ニ可致定」とあり、薪のことも含んでいた。これら薪炭面でのむつし利用は、さして著しくはなかったが、行われていたのである。

ところが、ずっと時代が下り大正末期になり木炭生産面での利用が本格化する。大正12年「大赤谷之内大はぎ谷・太鼓壁」のむつしは50円、15年季で川上次平・竹腰清六が買請けた。その「むつし頭ハ山栗及釜場共請地内、青葉ハ請外ニ御座候」と記され、杉は除いて、雑木で炭釜を営んでいた。翌年には「大赤谷石滝」のむつしを「雑木工業用共相請申」し、年季15年、請代20円で杓子松蔵が請けた。「炭雑木も請地申」とか「雑木等工業ノ権共」「木炭共」あるいは「農工共」などと記されているが、これは製炭を含めて請けるもので、急増しているのが大きな特色である。また大正末期以降、入札により買請ける事例がみられるようになったのも、かような製炭業の発達との関連によるものと思われる。一方、前述の「桑地共」という記載は減少し、養蚕業の退行が認められる。全国的な蚕糸業の沈滞・不振と都市の発達に伴う木炭需要の増大とに、桑島のむつし利用も対応して、変貌を遂げてきたことが認められるのである。しかし、山村の奥深い出作り地からは、軽量高価な繭糸の運び出しは好適であるとしても、嵩高で価格も低い木炭搬出には困難が伴う。たまたま、白山砂防工事を目的としたものの、山村民が熱望してきた車道としての県道改修が進み、大正13年に完了したことは、製炭業の発達を促進する前提条件であった(白峰村史編集委員会 1962b)。むつしの中にある雑木は製炭の原木となり、当初は大木もあり、伐採のうえ火薬を用いて細割りにして製炭をした(山口一男氏談)。また、雑畑の休閑地に伸びた樹木のうちには樹齢30年以下で、製炭原木としての利用に適したも

のになっていたのである。製炭は養蚕に替り、むしろ主産業の1つとして発展し、山村の経済を支え、むつしの利用も大きく変わったのである。

#### むつし売渡しの終息

ところが、昭和30年代はこれまで盛行してきた木炭が石油にとって替えられ、他方、官行造林が赤谷上流部の高所で進められた。むつしの利用には重ねて変化が生じ、「休山」と記され、在所に返還されるものの生じてきた。雑穀作を含めて、伝統的なむつし利用は退行してきた。これに追打ちをかけたのが手取川本流ダム建設で、桑島の集落は水没し、多くの村民が村外へ移住した。むつしは在所に戻され、区はこの共有地を村外移住者と村内移住者に所有区分をした。長いむつしの売渡しも終息したわけである。

#### わさび

昭和30年に小嵐谷のむつしは「わさび耕作につき一作相卸」され、西山勘誓が10年季1,500万円で請け、わさび栽培をした。これは昭和49年にさらに10か年延長の契約がされている。一方、大赤谷はいけ平・はし上のむつしは県（官）行造林のために、わさび沢の権利を在所が引上げている。ところで、「わさび沢」という地名が赤谷はしあけにあることが宝永4年（1707）の文書で知られる。栽培のほどはわからないが、わさびの植生を伺いうるものである。

### むつし売渡し経歴の一例

#### 尺の谷工白作り

赤谷の奥部にある尺の谷<sup>くじょう</sup>工白作りの地名成立の経緯は前述した。このむつしは延宝4年（1676年）から現在に至るまでの売渡しの推移を遡ることができ、かつこの間に多くの問題の発生をみたところでもある。このことは却ってむつしの実態を知ることが出来好都合であり、貴重な事例と考えられる。図2はその売渡しの推移を示したものであるが、これを一事例として売渡しの推移や経緯をみることにしよう。

#### 清左衛門と又貸し

その初見、延宝4年には「あ加谷志やく之谷一所」を銀60匁で清左衛門が請けた。なお2年後の延宝6年に「神面ゆり又清左衛門作不残一所」をも25匁で請け、この2筆で清左衛門へ「志やくの谷不残売申」すこととなった。延宝6年の記述からすれば清左衛門はこれ以前から、すでにこのむつしを請けていたことが知られるが、なお尺の谷はすべて、彼が耕作していたとみられる。ただし年季の記載はなく、次の文書の享保12年（1727）までは続いていたから、50年に及んでいたことが知られる。

享保12年、「志やくノ谷清左衛門作り」の山むつし一所は、延宝4・6年両度に銀85匁で清左衛門が買請けたものと、享保12年の文書の記載では確認している。年季の記載のないことは前述したが、この年まで継続していたことが知られよう。ところで、延宝4・6年に買請けたあと、清左衛門は牛首村十郎右衛門に売渡し、さらに十郎右衛門はこれを「余方に売渡し、壺作ハ作り仕舞、跡ハ在所へ上り居申」ということであった。牛首村の十郎右衛門は白山麓きっての大地主の山岸家であり、当然誰かに小作させていたものと想像される。そのあとは在所へ返したのであるが、現実には牛首村工白という者がなぎ畑を作って、去年、つまり享保11年にその事実を鳴村在所から発見された。すなわち、又貸しを行っていたわけで、かつこれを続行していたといえる。なお、延宝4年のむつし貸与からは約50年も過ぎており、その実状も在所にはよく知られていなかったようでもある。工白を吟味したところ、「十郎右衛門殿」（殿と敬称することからその地位がわかる）より四丁銀350匁で買請け作っている由であった。このむつしは年数も長く、壺作とも式作ともはっきりしない所があり、か

つ証文や証拠などもなく、埒のあかない状況であった。もともと、むつしの貸借はかような大らかさのもとで行われてきたものであったといえよう。

在所は十郎右衛門と交渉し、これを忝作とも十郎右衛門支配とするよう話したが、前述のように不明な点が多く埒があかなかった。

在所の帳面では忝作を清左衛門が買請けていたことは事実で、清左衛門は在所に迷惑をかけ申訳ないとした。そこで「仁左衛門殿」(この人物にも敬称がついている。実力者であろう。)を頼み話し合いをつけた。すなわち、工白は現在忝作を作っているので作らせることとし、十郎右衛門に支払った四丁銀350匁を新銀に直して87匁5分とし、これとむつしとを在所に引き上げることにした。なお工白はこの度の忝作を作り終ったあとは在所へ返すこととし、清左衛門と十郎右衛門は納得し落ち着いた。

大へんにもめたものであったが、むつしの買請、又貸し、又々貸しなど、当時行われていたことを窺いうる文書である。なお請代は又貸しで高くなることも伺いえた。

なお、この尺の谷には2筆のむつしがあり、清左衛門は共に請けたものの、このほかにも買請けたむつしがいくつもある。当然又貸しをしていたと推測される。この場合、2筆ともに十郎右衛門に又貸ししたもので、1作は在所へ返したものの、もう1作は工白がさらに借り耕作をしていた。これが爾後にこのむつし名が「尺の谷工白作り」と称される根拠となったものとみられる。

この紛争で清左衛門は恐縮し、在所に「申わけ無之迷惑仕候」といっている点や、現実の耕作者工白に「為作不申候而ハ工白迷惑仕候」として、生活を配慮している点など興味深く思われる。

#### 工白の買請

このあと宝暦10年(1760)にはこの「志やく之谷先年工白作り跡」のむつしを、仁左衛門の口入れで、「牛首村工白次郎兵衛」が銀285匁、年季は25年で買請けた。これは前記の工白が又々請けしていたものを、自力で買請けるほどに実力をつけたことを窺いうる点注目される。なお、工白は前記の享保11年(1726)以降も引き続き、このむつしを耕作していたことも知られ、合計では確実に60年以上を耕作することになるわけである。

工白耕作のむつしに対し、もう1筆の方は初出の延宝6年の記載のあとに、天明4年(1784)の記事として、当年相改めたところ、年数が多く重なっているので、在所で請取ることを示した。たしかに106年という長期の売渡しになるが、上記の清左衛門は何卒もう3年延長をようお願いしたので、これを認めてやった。しかしその折に更にこのあとも「買申度願有之為其覚書如此」と記してあり、延長の希望があったようである。これは認められず、3年延長後の売渡し文書も、どうしたわけか無く、つぎの弘化5年(1848)の文書から、その後の事情が知られる。

#### 市郎左衛門と毛の上

2筆のむつしは弘化5年すなわち嘉永元年(1848)よりあわせて代銀150匁、30年季で、東鳴の市郎左衛門が請けた。この時、有坪は「赤谷之内尺の谷工白作りと申所」と記され、工白作りが地名として定着したことを示している。もう1筆は「同所のした」と記し、両者ともに先作は私、すなわち市郎左衛門となっている。前記3年延ばしの後も請けたいとする清左衛門の希望は実現せず、新たに市郎左衛門に変わったのである。ただここで注意される点は、工白作りのむつしは「先作私作配之分不残」とあり、東鳴の市郎左衛門がこの前から請けていたことが知られるものの、ただし書があり、「此むつし外阿ら山者去る天明年中牛首村市郎右衛門方へ御在所も毛之上御売渡被成」ていたのである。毛の上は後述のように地上に生えた雑木・青葉(杉・松など)のみの支配権を示すものであり、土地の利用権とは切り離されていたのである。しかし、市郎左衛門は「毛の上代ハ彼方へ相渡申候」と記されているので、牛首村の市郎右衛門にその代金を払い、その権利を入手したことが知られる。もう一方の下のむつしは先作私の支配通り残らず請け、「此の分毛の売之外ニ御座候」とあるから、

毛の上を売った分以外で、すべてを請けていたわけである。

ところで、この文書には詳しい事情説明がこのたびも記されており、このむつしは何かと問題を生じたことが知られる。以下にその事情をみよう。工白作りの毛の上のことは天明2年(1782年)から90年季で牛首村市郎右衛門へと売渡されていた。これは正式文書には記されておらず、かつ前記工白次郎兵衛の請作は天明4年までであったので、重複もしている。恐らく工白次郎兵衛とは了解がついていたのであろう。毛の上は「雑木ハ不及申青葉類共」作(支)配するものである。ところが先年鳴村市郎左衛門すなわち弘化5年の請主に相当する者が、このうちのむつしを牛首村市郎右衛門から一作を請けていた。又貸しをしたわけであるが、これを鳴村在所は差留めたのである。これは在所が毛の上は売ったものの、「大地作配之儀ハ御勝手に可相成筋ニ無之」と明示したのである。ただ鳴村の市郎左衛門はここを耕作していたと推察されるが、代銀を半分ずつ分け両方へ相納め「作配御免」にしてほしい旨を願った。牛首村市郎右衛門と在所の双方は納得し、代銀半分ずつを得、市郎左衛門の耕作を認めた。ただ90年季はこの記録の年、嘉永2年(1849)まで68年を過ぎているので、あと22年を認めることにした。東鳴の市郎左衛門は弘化5年から30年を正式に請けたわけであるので、若干年数は重複もするが、現実にはこの2筆のむつしを、何時からかは不明であるが又請けをしていたのである。工白の自立のあと、市郎左衛門もまた自立して請主となったわけである。

#### 毛の上と大地

ここで問題になるのは「毛の上」と「大地」とのことである。本来むつしの土地は自然林で落葉樹・常緑樹が混交しており、大木もあったとみられる。青葉といわれる杉などは価値があったろうが、落葉樹は薪とするほかは価値は少なかったと思われる。これを製炭することはすでに行われはしていたが、その重要性はまだ低かったと考えられる。しかも90年という長期の毛の上貸与はどうか。尺の谷のむつしは広いので、毎年毛の上を伐り取るとしても二次林、三次林が育つことは当然で、樹木はむつしを開くには適当な大きさにもなり、土地も肥えていったものと推察される。請主の牛首村市郎右衛門は恐らく鳴村市郎左衛門に毛の上の仕事させせるか、この権利を又貸ししていたものとみられ、市郎左衛門は樹木伐採とともに若干の耕作も行っていたものであろう。「あら山」と記された土地を開き、熟したむつしに造成していく過程で、毛の上を売るという段階を踏んだものとみられ、これは興味ある点である。また、尺の谷工白作りのむつし名は爾後継承されていき、かつむつしも整ったものとなったようで、このあとの貸与は極めて整然と進められた。

#### 明治以降の売渡し

東鳴の市郎左衛門は明治10年(1877)まで年季があり、翌1878より30年季を銀450匁で西鳴の(西山)治郎左衛門が請けた。ただ、市郎左衛門の年季はなお13年を残していたので、これを合わせ43年をうけとることを元治元年(1864)の文書で契約した。

つぎは、このあと3年の年季の残ったのを含め27年季を58円で請けた。前作者は西山次郎左衛門(前記と同一人)で、新しい請主は西山次平・西山太郎の兩人、明治41年(1908)から昭和9年(1934)までであった。このあと昭和10年より20年を90円でつづいて西山次平が請けたが、前作者の1人西山太郎は相続者とみられるが、西山助松に替っている。ただ、請主は1名であるが、つぎの文書では西山助松と2人で請けたことになっている。このあとは兩人が引続き請作人で、昭和30年より同49年まで20年を1,000円で請けた。ついで昭和50年から同69年までの20年間を6万円で両家が請けたが、請作人は西山栄松・西山勲と替ったが、相続人である。

この尺の谷のむつし(山陸地)は前述のように、開拓時からの事情を辿りうるもので興味深い。ここからは牛首村の工白次郎兵衛や東鳴の市郎左衛門が長期にわたり耕作して自立していった。幕末からは西山の兩人が100年以上にも及んで利用してきた。恐らく当初の2筆のものはまとめて1筆となっ

たと思うが、しかし、2人の請作人により利用される場合が極めて多かったようにみられる。

### あ と が き

近世から現在に至るまでの桑島の共有地むつしについて、貸借の事情を文書を通して考察した。なお、敷衍すれば、それは極めて綿密かつ合理的な運用がなされてきていることが知られ、一般農村の事情と変りないように思われる。食糧が不足し、養蚕・製炭・植林など流通経済に通ずる産業が発達していたことが文書面からも知られ、貨幣経済の浸透も早くから認められたように感じられる。むつし利用もかような経済の動向に即応してきたのであるが、ダム建設に伴う集落の水没を契機に消えた。ただし、広大な山地は残されており、その新たな利用が今後の課題である。

この研究では白山自然保護調査研究会の研究費を利用させていただいた。桑島区・杉原家から文書利用に厚意をいただき、石川県立図書館・石川県立歴史博物館からは各種の便宜を得た。また橘礼吉・五味武臣・府和正一郎の諸氏からも援助をいただいた。山口一男氏からは現地について貴重な情報を賜った。そのほか多くの方々にお世話になった。ここに深甚の感謝の意を表するものである。

### 文 献

- 石川県立図書館 (1976) 白山麓島村山口家・杉原家文書目録 (現 石川県石川郡白峰村桑島), 石川県立図書館, 石川県。
- 石川県立図書館 (1978) 白山麓島村諸家文書目録 (現 石川県石川郡白峰村桑島) 巻頭写真, 81, 97, 石川県立図書館, 石川県。
- 石川県白山自然保護センター (1988) 白山麓自然環境活用調査報告書, 5 - 7, 石川県白山自然保護センター, 石川県。
- 石川県立歴史博物館 (1992) 白山麓島村山口家文書目録 (補遺), 25, 39 - 40, 石川県立歴史博物館, 石川県。
- 宮本常一 (1981) 日本文化の形成, 講義1, 208 - 211, そしえて, 東京。
- 白峰村史編集委員会 (1959) 白峰村史 下巻, a661 - 620, b738 - 740, 白峰村役場, 石川県。
- 白峰村史編集委員会 (1962) 白峰村史 上巻, a137 - 141, b245 - 250, 白峰村役場, 石川県。
- 白峰村史編集委員会 (1991) 白峰村史 第三巻, a1153 - 1155, b905 - 941, c1174, d1205 - 1206, 1216, e942 - 973, f984 - 989, 白峰村役場, 石川県。
- 高橋百之 (1940) 山間に於ける日照・日射と住家分布—飛騨小八賀流域について—, 地理学評論, 22 - 67, 228 - 232。
- 平村雪持調査委員会 (1987) 雪持林 (なだれ防止林) の概要調査, 1 - 56, 平村役場, 富山県。
- 鳥越村史編集委員会 (1972) 石川県鳥越村史, 1000 - 1001, 鳥越村役場, 石川県。
- 矢ヶ崎孝雄 (1981) 白山麓における出作り地の地形と地名, 『地理学と地理教育』, 402 - 412, 古今書院, 東京。
- 矢ヶ崎孝雄 (1983) 白山麓白峰村における出作りの実態, 石川地理, 第1号, 3 - 14。
- 矢ヶ崎孝雄 (1988) 白山麓における出作りの研究—石川県白峰村桑島の「むつし」文書について—, 文教大学教育学部紀要, 第22集, 25 - 34。
- 山口隆治 (1992) 白山麓のむつし (焼畑用地) について, 地方史研究, 42 - 2, 29 - 49。